

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に採用され、老人ホームであるY（以下「施設」という。）の厨房に配属され、入居者の朝食の配膳、盛付、食器の洗浄の業務に従事していた。

請求人によれば、会社に採用後、上司の対応に不満を持つとともに、勤務表書換えに関して同僚から叱責を受け、また、施設入居者からのクレームを発端とする同僚の言動に巻き込まれて施設職員に迷惑をかけたとして、平成〇年〇月〇日、施設の6階から飛び降り自殺を図り、外傷を負った。

請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について

専門部会意見書によれば、請求人は平成〇年〇月〇日上旬には、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したとされており、関係する医証、本件事実の経過等に照らし、当審査会としても、上記専門部会意見書の判断を妥当なものと判断する。

請求人らは、BクリニックC医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書を提出し、請求人は適応障害ではなく重度のうつ病であったと主張するが、同診断書によれば、請求人が同クリニックに通院加療を始めたのは、自殺未遂から約一年半を経過した平成〇年〇月〇日のことであり、同診断書の病名も「うつ状態」と記載されているものであるから、同診断書の記載内容は、専門部会意見書の判断と矛盾するものではない。

(2) 認定基準について

心理的負荷による精神障害等の業務上外の認定については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その内容については、決定書別添のとおり。）を策定している。認定基準については、当審査会としても妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき本件について検討することとするが、請求人に生じた業務上の出来事を認定基準の別表1の「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に当てはめると、「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、そ

の他業務上の出来事の心理的負荷について検討する。

(3) 業務上の出来事の心理的負荷の評価について

ア 請求人は、本件精神障害発病前おおむね6か月の間（以下「対象期間」という。）に、認定基準別表1に該当する次の業務上の出来事があったと主張する。

① Dチーフが、チーフとしての職責を行わず、Eの発言や行動を放任したり、請求人のみに施設職員への応対等の業務を強要したりしたことは、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する。

② 平成〇年〇月中旬、Eと一緒に仕事をしたくないとの思いから、Eらの勤務表の書換えを行い、その後Eから叱責を受けたことは、具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する。

③ 届いたクレーム文をめぐって、平成〇年〇月〇日、Eから施設フロントへの同行を求められ、Eと施設側のF課長との話合いの場で、Eによる施設職員への批判的な発言を聞いたこと、また、Eから書類に署名を求められたことは、具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する。

イ 当審査会において関係資料を精査したところ、請求人や関係者の申述、関係資料の内容等には不整合の点が多々見受けられるが、当審査会としては、アの請求人の主張について、次のような事情を認めることができると判断する。

(ア) アの①の出来事については、請求人が、Dチーフの言動に不満を抱いていたことはいかえすが、請求人とDチーフとの間に、客観的かつ具体的なトラブルがあったことを示す資料は見当たらないこと。また、請求人の仕事量が大幅に増加したり、仕事内容の変更によって請求人が常時緊張を強いられる状態となったりしてはいないこと。

(イ) アの②の出来事は、請求人には作成・変更の権限のない勤務表を、請求人が書き換えたというものであり、同僚らが請求人を叱責したのもやむを得ないと言えるものであること。また、その叱責も、請求人の人格や人間性を否定するようなものであったとは認め難いこと。

(ウ) アの③の出来事については、Eと施設・会社とのトラブルに請求人が巻き込まれたと言うべきものであり、請求人はその場に居合わせたり、文書に署名を求められたりしたに過ぎないこと。また、この出来事によって、請求人に直接の不利益が生じたとは認められないこと。

ウ 請求人の主張する業務上の出来事については上記イのとおりであるから、それぞれの出来事の心理的負荷の総合評価や、複数の出来事がある場合の全体評価を行ったとしても、当審査会としては、心理的負荷の強度を「弱」程度とした監督署長の判断を相当なものと判断するものであり、監督署長の判断を超える新たな主張や資料も見当たらないと言わざるを得ない。

エ 以上のとおり、対象期間中に生じた業務上の出来事の心理的負荷の強度は「弱」程度であり、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の評価について

専門部会意見書は、業務以外の心理的負荷及び個体側要因についても言及しているが、いずれも心理的負荷の強度が「強」となるような出来事を認定してないので結論に影響を及ぼさない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。